

様式集

古河市 福祉推進課
令和6年5月

・この業務で使用する様式は次のとおりです。必要に応じて使用してください。

- 様式① 令和 年度古河市災害時避難行動要支援者個別避難計画作成業務委託に関する意向確認書
- 様式② 個別避難計画作成完了届(新規・更新)
- 様式② 【記入例】個別避難計画作成完了届(新規・更新)
- 様式③ 個別避難計画作成等委託料請求書
- 様式④ 口座振込依頼書
- 様式⑤-1 古河市避難行動要支援者調査票(新規)
- 様式⑤-2 避難行動要支援者支援制度について
- 様式⑥ 古河市避難行動要支援者調査票(個別避難計画)
- 様式⑥ 【記入例】古河市避難行動要支援者調査票(個別避難計画)
- 様式⑦ 古河市避難行動要支援者登録抹消届
- 様式⑧ 避難行動要支援者支援制度についての重要事項説明書
- 様式⑨ 個別避難計画の作成にあたっての訪問時作業チェックシート(作成者用)
- 様式⑩ 古河市避難行動要支援者個別避難計画作成の候補者名簿

古河市災害時避難行動要支援者個別避難計画
作成業務の委託に関する意向確認書

古河市長 宛て

当事業所は、「令和 年度古河市災害時避難行動要支援者個別避難計画
作成業務」を

受託します。

受託することができません。

(どちらかにチェックをお願いします)

年 月 日

法人名 _____

法人住所 _____

法人代表者名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

個別避難計画作成完了届（新規・更新）

年 月 日

古河市長 宛て

法人名 _____
 法人住所 _____
 法人代表者名 _____ 印
 事業所名 _____

個別避難計画作成・情報提供を下記のとおり完了しましたので届けます。

記

1 「個別避難計画」を作成した者（行は適宜増やしてください。）

No	対象者氏名	作成者氏名	連絡調整	避難訓練	確認日	市記入欄
1			有・無	有（月日）・無		
2			有・無	有（月日）・無		
3			有・無	有（月日）・無		

2 「情報提供」を行った者（行は適宜増やしてください。）

No	対象者氏名	作成者氏名	同意しなかった理由	情報提供	確認日	市記入欄
1				有・無		
2				有・無		
3				有・無		

3 添付する書類

(1) 「個別避難計画」を作成した者

- ・「個別避難計画」様式⑥（原本）
- ・「重要事項説明書」様式⑧（原本）
- ・「古河市避難行動要支援者調査票（新規）」様式⑤－1（原本）

(2) 「情報提供」を行った者

- ・「重要事項説明書」（原本）
- ・名簿登録に同意しない者の「古河市避難行動要支援者調査票（新規）」（原本）

記入例

個別避難計画作成完了届 (新規)・更

令和〇年 〇〇 月 〇〇 日

古河市長 宛て

「新規」か「更新」どちらかに〇を付けてください。

法人名 株式会社〇〇
 法人住所 古河市長谷町〇-〇
 法人代表者名 駒羽根 一郎 印
 事業所名 〇〇介護支援事業所

個別避難計画作成・情報提供を下記のとおり完了しましたので届けます。

記

1 「個別避難計画」を作成した者（行は適宜増やしてください。）

No	対象者氏名	作成者氏名	連絡調整	避難訓練	確認日	市記入欄
1	古河 太郎	兼好 益	有・無	有(月日)・無		
2	総和 花子	福士 守	有・無	有(〇月〇日)・無		
3			有・無			

市が使用しますので記入不要です。

避難訓練を実施した場合には、当日の避難訓練の様子がわかる写真を個別避難計画に添付してください。

2 「情報提供」を行った者（行は適宜増やしてください。）

No	対象者氏名	作成者氏名	同意しなかった理由	情報提供	確認日	市記入欄
1	三和 三郎	兼好 益		有		
2	駒羽根 四葉	兼好 益		有		
3						

情報提供のみを行った場合には、「災害時避難行動要支援者支援制度についての重要事項説明書」様式⑧の災害に関する情報提供を受けたに☑をつけて添付してください。

3 添付する書類

(1) 「個別避難計画」を作成した者

- ・「個別支援計画」(原本)
- ・「重要事項説明書」(原本)
- ・「古河市避難行動要支援者調査票(新規)」(原本)
※名簿登録が無く、訪問時に同意した場合

(2) 「情報提供」を行った者

- ・「重要事項説明書」(原本)
- ・名簿登録に同意しない者の「古河市避難行動要支援者調査票(新規)」(原本)

個別避難計画作成等委託料請求書

年 月 日

古河市長 宛て

法人名 _____

法人住所 _____

法人代表者名 _____ ㊟

事業所名 _____

連絡先 _____

「個別避難計画」の作成等を実施しましたので、下記のとおり請求します。

請求金額

--

 円

請求内訳

- ①新規作成 7,700 円 × 件 = 円
- ②情報提供のみ 770 円 × 件 = 円
- ③更新作成 2,310 円 × 件 = 円
- ④連絡調整加算 1,540 円 × 件 = 円
- ⑤避難訓練加算 1,540 円 × 件 = 円

振込先口座

口座	金融機関名		銀行・信用金庫		本店
			信用組合・農協		支店
	口座種別	普通・当座	口座番号		
	(フリガナ)				
	口座名義人				

様式④

担当課名	担当者印
福祉推進課	

口座振込依頼書

(一 般 用)

令和 年 月 日

古河市長 様

〒

住 所

(フリガナ)

事業所名(団体名)

氏名(代表者名)

印

電 話

当方が古河市から受ける支払金は、下記預金口座へ口座振込してください。当方から申し出をしない限り、引き続き以後の支払分についても同様に取り扱ってください。

なお、古河市が下記金融機関の口座に支払金を振込んだときは、受領したものと認めます。

記

口 座	金融機関名		銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店 支店
	口座種別	普通・当座	口座番号		
	(フリガナ) 口座名義人				

<会計課使用欄>

登録年月日	債権者種別	債権者コード	登録処理者印	内容確認者印
	一般			

【新規】一般用



届出人

住 所 _____

氏 名 _____ (印)
(代理人)

古河市避難行動要支援者調査票（新規）

古河市長 宛て

（該当する□欄にチェックを入れるか、○印をつけてください。）

ふりがな 氏名		性別	生年月日	年 月 日
住所又は 居所	〒 306- 古河市	連絡先	自 宅	
			携 帯	
自治会又は行政 区加入の有無	<input type="checkbox"/> 加入している（名称 _____ 自治会・行政区） <input type="checkbox"/> 加入していない <input type="checkbox"/> 施設に入居している			
と支 援を 必要 とする 事由	区分	<input type="checkbox"/> 75歳以上（ひとり暮らし・75歳以上のみの世帯） <input type="checkbox"/> 要介護者（介護認定3・4・5） <input type="checkbox"/> 障がい者（身体・知的・精神） <input type="checkbox"/> その他（具体的に _____）		
令和 年 月 日 私は、災害時に支援が必要となるため、避難行動要支援者の支援の趣旨を理解し、地域の支援者及び関係者等に対して情報を提供することに、 <input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。				

【裏面あり】

【注意事項】

表面の情報については、避難行動要支援者への情報の伝達、避難誘導、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な活動を円滑に実施することができるよう、平常時から避難行動要支援者名簿に記載又は記録し、あらかじめ関係者等に情報提供を行います。

ただし、関係者等は可能な限りで支援を実施する者であるため、支援について、法的な義務や責任を負うものではありません。

※情報提供に同意しない場合は、関係者等への情報提供は行いません。

ただし、災害時において、個人の生命、身体又は財産を保護するために、緊急かつやむを得ないと認められるときは、同意を得ずに情報提供することがあります。

避難行動要支援者支援制度について

(1) 避難行動要支援者支援制度とは

高齢者や障がい者など、災害時に自ら避難することが困難な人を対象とする名簿(避難行動要支援者名簿)を作成し、地域の助け合い(共助)によって災害時の被害を少しでも減らそうとする制度です。災害の状況によっては、支援等を行えない場合も考えられるため、まずは自分で避難について考え、身近な人に協力をお願いし(自助)避難を行いましょう。

※地域の支援者には、可能な範囲の支援をお願いするもので、責任を伴うものではありません。

(2) 避難行動要支援者とは

災害が発生した場合に自らを守るための適切な行動が困難で、何らかの助けを必要とする人のうち、次の人が対象となります。

【対象者】

1	75歳以上の高齢者のみの世帯の人
2	要介護者(要介護 3～5 の人)
3	身体障がい者(身体障害者手帳 1・2 級の人)
4	知的障がい者(療育手帳Ⓐ・Aの人)
5	精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳 1 級の人)
6	前各号に掲げる者に準ずる症状のある人

◇名簿に掲載されるには

支援のための必要な個人情報自治会・行政区消防関係等への情報提供に同意していただける方とします。

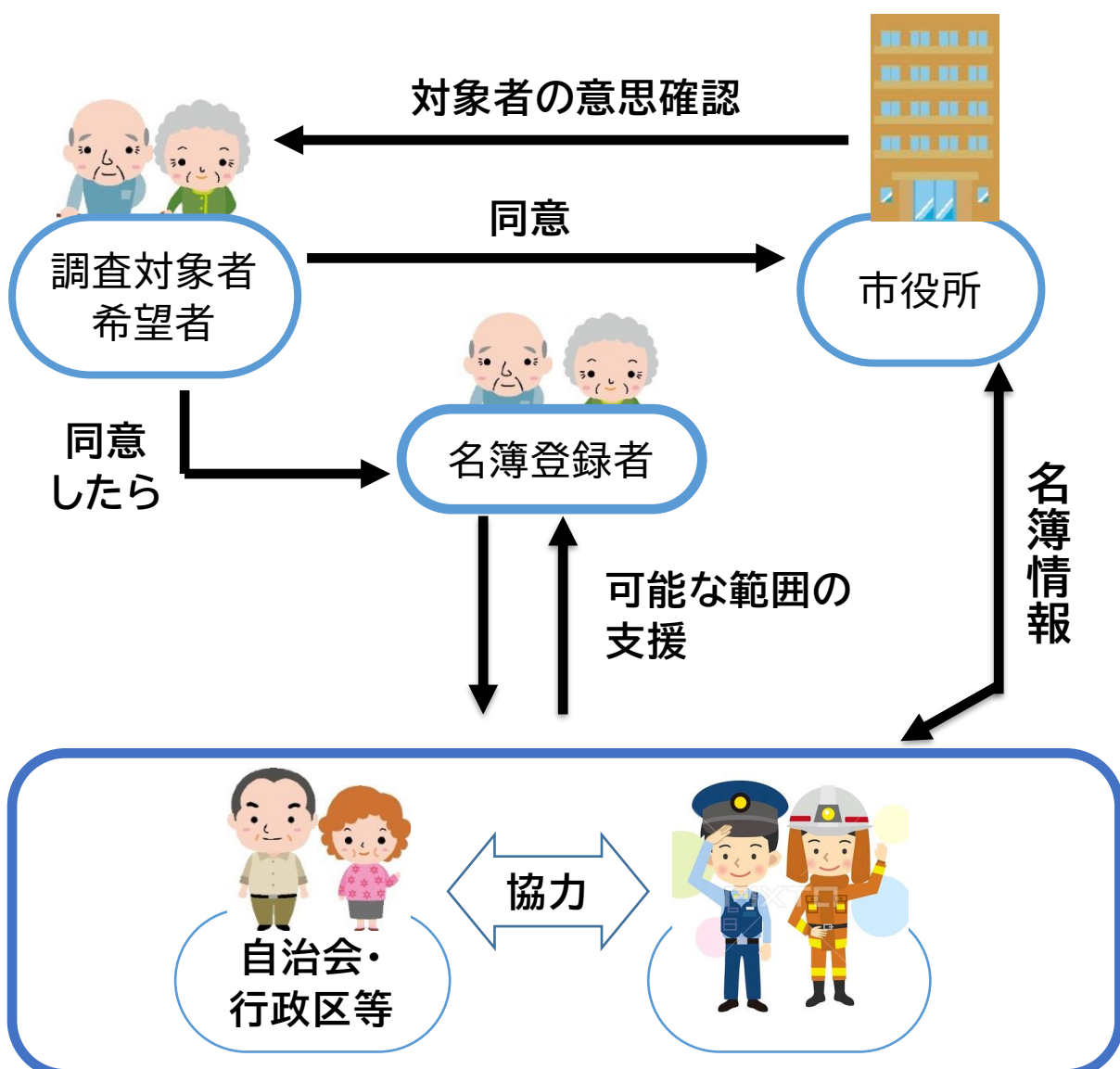
※自治会・行政区で必ず助けるというものではありません。

※今回の意向調査は、上記の同意が出来るかの確認です。

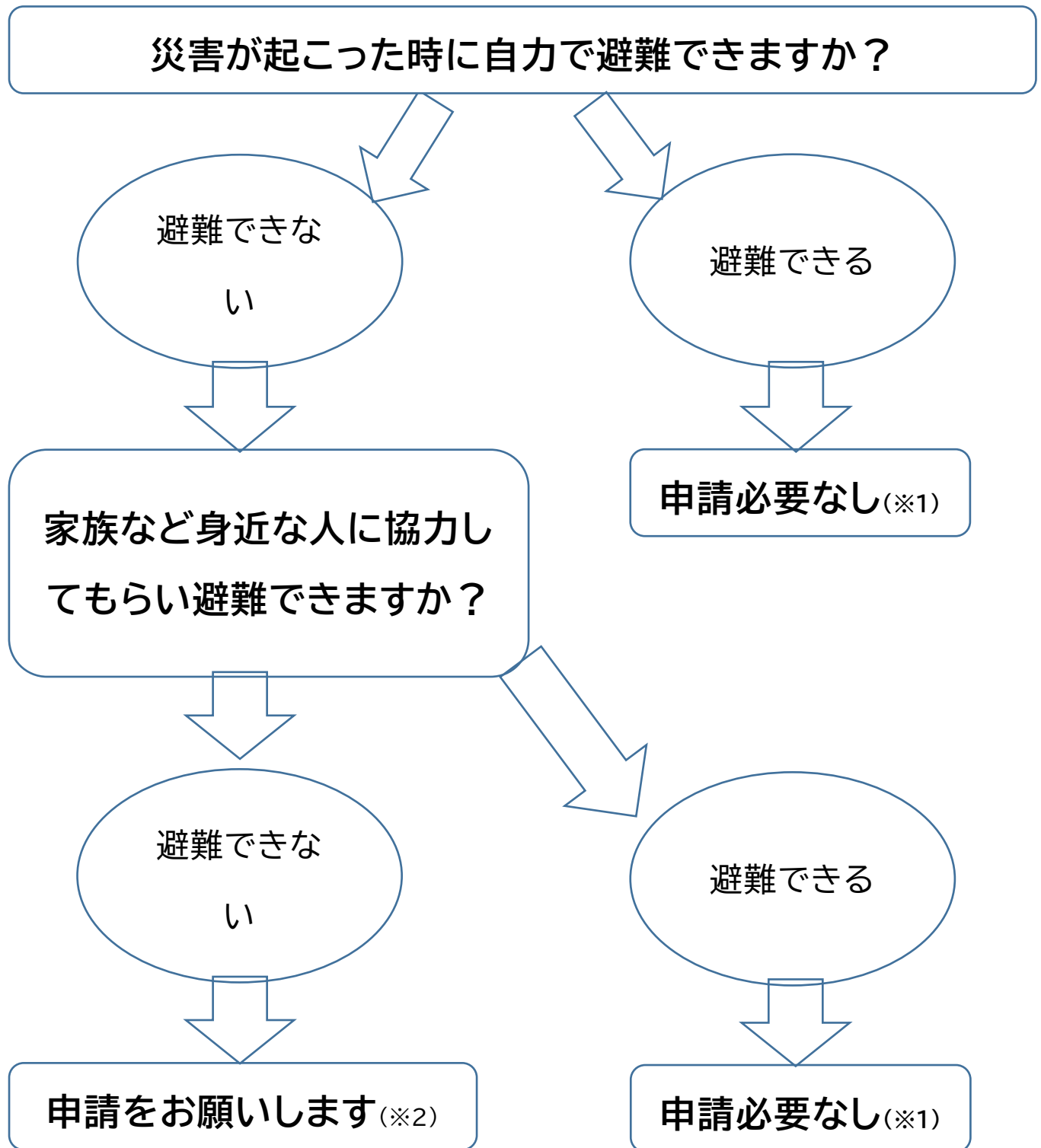
◇提供する登録内容は(避難行動要支援者名簿)

住所、氏名、生年月日、電話番号、自治会・行政区、支援を必要とする事由、その他避難支援時に役立つと思われることなど。

◇避難行動要支援者支援制度のしくみ



【避難行動要支援者申請フローチャート】



※1 現在登録の必要はありませんが避難環境が変わった場合には改めて登録の必要があります。

※2 実際に支援が行えるかは災害の状況や各地域の実情によって変わります。避難を行う際に自力で避難できるような体制を整えることが重要です。

様式⑥

古河市避難行動要支援者調査票(個別避難計画)【新規・更新】

確認日 年 月 日

要支援者名		性別	男・女	住所	
生年月日	年 月 日	支援区分	高齢・身体・療育・精神・介護・その他		
同居家族等	いない・いる	人(内、平日昼間在宅 人)		電話番号	
避難行動要支援者の状態	主な疾患・障がい等	かかりつけの医療機関等		薬の種類	介護・医療機器
		医療機関名 主治医 電話番号		(薬局名)	
その他、配慮が必要な事を具体的に記入してください。					
避難支援に関する事項	(1)情報入手に係る支援方法	<input type="checkbox"/> 直接声掛けが必要 <input type="checkbox"/> 声かけ以外の方法が必要【内容】			
	(2)避難行動に係る支援及び介助の方法	<input type="checkbox"/> 立つことや歩くことが不自由なので介助が必要 <input type="checkbox"/> 目や耳が不自由なので介助が必要 <input type="checkbox"/> 車いすの介助が必要 <input type="checkbox"/> 担架、ストレッチャー等での介護が必要 <input type="checkbox"/> 介護・医療機器等、運搬の介助が必要 <input type="checkbox"/> その他【具体的に】			
	(3)避難生活に係る支援及び介助の方法	<input type="checkbox"/> 常時介助が必要(食事・トイレ・入浴) <input type="checkbox"/> 一部介助が必要【具体的に】 <input type="checkbox"/> その他【具体的に】			
災害時の避難の方法	洪水(大雨)時の避難の方法	避難先			
	大地震時の避難の方法	避難先			
緊急時連絡先	氏名	連絡先		住所	
		自宅			〒
	続柄 ()	携帯			
		自宅			〒
	続柄 ()	携帯			
地域支援者	<input type="checkbox"/> いない → <input type="checkbox"/> 自助(家族等の支援を含む)で避難 <input type="checkbox"/> 今後、見つければお願いしたい (複数選択可) <input type="checkbox"/> 医療・介護・福祉等のサービスを利用 <input type="checkbox"/> その他()				
	<input type="checkbox"/> いる → ※どなたに、どのような支援をお願いしますか？				

(注)地域支援者への声掛けや避難の支援の依頼は、ご本人又はご家族等から、普段のお付き合いの中でお願いしてください。地域支援者は、自らが可能な範囲において避難行動要支援者の支援を行うものであり、支援について法的な義務や責任は負いません。

確認者 _____
電話番号 _____

自宅から避難先までの経路

※以下の項目は、任意の記載です。

●地域支援者・サービス事業者等と「連絡調整」を行った時の報告

(地域支援者がご近所の方の場合は計画書の送付は不要です)

相手方の氏名(苗字のみも可)	要支援者との関係・所属先	連絡調整を行った日付・内容 (年 月 日)	連絡先(電話番号等)	計画書送付
		(年 月 日)		済・不用
		(年 月 日)		済・不用
		(年 月 日)		済・不用

●地域支援者・サービス事業者等と「避難訓練」を行った時の報告

(避難訓練の様子を撮影した写真を添付してください。)

実施日・実施時間	避難訓練の参加者	避難訓練の内容(避難訓練の実施は作成者の参加が必須となります)
年 月 日() 時 分～		

様式②

古河市避難行動要支援者調査票(個別避難計画)

【新規・更新】
記入例

確認日 令和〇年〇月〇日

要支援者名	古河 太郎	性別	男	住所	古河市駒羽根1501番地
生年月日	昭和15年10月10日	支援区分	高齢・介護・療育・精神・介護・その他		
同居家族等	いない・ いる 1人(内、平日昼間在宅 1人)		電話番号	〇〇-〇〇△△	
避難行動要支援者の状態	主な疾患・障がい等	かかりつけの医療機関等		薬の種類	介護・医療機器
	(例)脳梗塞	医療機関名 主治医 電話番号	〇〇医院 〇〇医師 △△-〇〇〇〇	(一例) ・血圧の内服薬 ・糖尿病の薬 (薬局名 ●●薬局)	(一例) ・ストーマ用具 ・酸素ボンベ式 ・4点杖
その他、配慮が必要な事を具体的に記入してください。 (例)・災害時に避難するかの判断が難しいので支援が必要。 ・右片半身が麻痺しており、移動時等に配慮が必要です。 ・妻も高齢であり、移動支援は困難なため、避難行動は別の支援者が必要。					
避難支援に関する事項	(1)情報入手に係る支援方法	直接声掛けが必要 <input checked="" type="checkbox"/> 声かけ以外の方法が必要【内容】(例)耳が聞こえないので、文字など視覚で伝えてほしい。 <input checked="" type="checkbox"/> 立つことや歩くことが不自由なので介助が必要 目や耳が不自由なので介助が必要			
	(2)避難行動に係る支援及び介助の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 車いすの介助が必要 担架、ストレッチャー等での介護が必要 介護・医療器具等、運搬の介助が必要 その他【具体的に】			
	(3)避難生活に係る支援及び介助の方法	常時介助が必要(食事・トイレ・入浴) <input checked="" type="checkbox"/> 一部介助が必要【具体的に】(例)妻が身の回りの支援を行うが、移動する時、別に介助が必要。 その他【具体的に】			
災害時の避難の方法	洪水(大雨)時の避難の方法	避難先 (例)・親族の〇〇さん宅・自宅の2階 ・△△中学校・ショートステイ など (例) ・古河市から警戒レベル③が発令したら、親戚の〇〇さんと連絡を取り合い、迎えに来てもらいます。 ・大雨の情報が出ても高台に住んでいるので、自宅に待機します。また、娘と安否の連絡を行います。 ※ 災害時の避難の方法については、マニュアルP14【3-4-3災害時の避難方法の確保】を参照			
	大地震時の避難の方法	避難先 (例)・△△中学校・行政区の取り決め場所 ・親族の〇〇さん宅 など (例) ・自宅に居られない際は、持ち出し袋を確認して、妻と近所の方の支援を受け、車いすで△△中学校まで避難します。 ・大地震が発生したら、市内に住む親族が時間がかかっても、家まで安否確認に来てくれることになっています。			
緊急時連絡先	氏名	連絡先		住所	
	古河 一郎	自宅		〒306-△△△△	
	続柄 (長男)	携帯	000-0000-0000	古河市仁連	
	総和 花子	自宅	00-0000	〒	
	続柄 (長女)	携帯		埼玉県さいたま市在住	
地域支援者	<input type="checkbox"/> いない → <input type="checkbox"/> 自助(家族等の支援を含む)で避難 <input type="checkbox"/> 今後、見つければお願いしたい (複数選択可) <input type="checkbox"/> 医療・介護・福祉等のサービスを利用 <input type="checkbox"/> その他()				
	<input checked="" type="checkbox"/> いる → ※どなたに、どのような支援をお願いしますか? (例)△△さん(近所の方) (例)高齢者避難開始情報が出たら、声かけてもらい、一緒に歩いて避難することを願っています。				

(注)地域支援者への声掛けや避難の支援の依頼は、ご本人又はご家族等から、書段のお付き合ひの中でお願いしてください。地域支援者は、自らが可能な範囲において避難行動要支援者の支援を行うものであり、支援について法的な義務や責任は負いません。

※字体・フォントは任意で

確認者 (事業所名) (作成者名)

電話番号 (事業所の電話番号)

自宅から避難先までの経路

- ・自宅、指定避難所（避難先）までの経路を書いてください。民間地図やインターネット地図等を張り付けても構いません。
- ・自宅、指定避難所（避難先）を明記してください。
- ・自宅の「予想浸水深」や、過去に冠水し道路はないか、について予めハザードマップで確認をしてください。
- ・地図の中で冠水の危険性が高い道路に印をつけてください。
- ・浸水想定区域の外に避難ができない場合を想定し、最寄りの「さいごの逃げ込み施設」について、情報提供を行ってください。
- ・本人が避難する避難場所までのルートを一緒に確認し、赤ペンで記入してください。

※以下の項目は、任意の記載です。

●地域支援者・サービス事業者等と「連絡調整」を行った時の報告

(地域支援者がご近所の方の場合は新情報の送付は不要です)

相手方の氏名(苗字のみ可)	要支援者との関係・所属先	連絡調整を行った日付・内容	連絡先(電話番号等)	計票書送付
△△さん	近所の方	(令和〇年 〇月 〇日) 本人・家族・△△さんで、避難情報が発令された時に声をかける方法、避難経路について確認を行った。	〇〇-□□△△	済・不用
デイサービス事業所〇〇	サービス事業所	(令和〇年 〇月 〇日) 本人・家族・事業所で、天気予報により避難情報の発令が想定される段階で、家族から本人に連絡を取り、避難の方法について話し合う事の確認を行った。	〇〇-□□△△	済・不用
		(年 月 日)		済・不用

●地域支援者・サービス事業者等と「避難訓練」を行った時の報告

(避難訓練の様子を撮影した写真を添付してください。)

実施日・実施時間	避難訓練の参加者	避難訓練の内容(避難訓練の実施は作成者の参加が必須となります)
令和〇年〇月〇日() 〇時〇分～	本人、妻、長女、親戚〇〇さん、△△さん、作成者〇〇	大雨により高齢者等避難が発令された想定で実施。避難情報の入手方法(防災無線フリーダイヤル等)について確認し、訓練参加者で避難所までのルート歩き、避難場所までの危険箇所や目印について確認した。実際に通ると段差のある場所が数か所あり、高齢者の足では想定していた移動時間よりも大幅に時間がかかることがわかった。

古河市避難行動要支援者 登録抹消届

年 月 日

古河市長 宛て

届出人 住所
氏名 ⑩
電話番号
(代理人)

私は、避難行動要支援者の登録を抹消したいので届け出ます。

避難行動要支援者として登録されている者	氏名	
	住所	
届出の理由		
<input type="checkbox"/> 登録者が死亡したため <input type="checkbox"/> 登録者が市外へ転出したため <input type="checkbox"/> 登録者が避難行動要支援者の要件に該当しなくなったため <input type="checkbox"/> その他（具体的に _____ ）		

（注）

登録者が死亡した場合及び登録者本人が届け出ることができない場合は、代理人が記入し、届け出てください。

災害時避難行動要支援者支援制度についての重要事項説明書

氏名 _____

- この災害時避難行動要支援者支援制度は、古河市が行うものです。古河市は、この制度の取組みの一部を福祉事業所等に委託して行っています。
- 災害時避難行動要支援者支援制度とは、地域の方々の「助け合い・支え合い」により、ご本人の避難行動の支援を行う制度です。
- 災害時避難行動要支援者調査票（個別避難計画）（以下「計画」という。）は、ご本人又はそのご家族等の了解の下で、必要に応じて任意で作成するもので、必ず作成しなければならないというものではありません。
- この計画は、ご本人又はそのご家族等が、災害時等にどのような支援を得て避難行動をとればよいのか、ということについて、ご本人又はそのご家族等が自ら確認し、予め取り決めをして、それを記録しておくものです。
- 作成者は、必要な情報等を提供し、ご本人又はそのご家族等と一緒に計画を作成します（作成者が計画の作成のお手伝いをします）。
- 計画は、作成者が、ご本人又はそのご家族等と面談や話し合いを介して、ご本人又はそのご家族等の意向を確認し（意向を反映させて）作成します。
- 計画の内容は、ご本人又はそのご家族等の状況の変化や、ご本人又はそのご家族等からの意向や申出によって、随時変更することができます。
- 地域の方々から災害時等に声掛けや、避難の支援をしていただくためには、ご本人又はそのご家族等から、普段の地域でのお付き合いの中で、地域の方々に支援していただけるようお願いしてください。
- 地域の方々による災害時等の声掛けや、避難の支援は、地域の方々の助け合い、支え合いの精神に基づくもので、法的な義務や責任を負うものではありません。そのため、地域の方々からの支援が得られない場合もありますので、予めご了解ください。
- 実際に、災害等が起きそうだ、又は災害等が起きた、という時には、この計画に従って、ご本人又はそのご家族等の判断で避難を開始してください。

- 災害時等に、ご本人又はそのご家族等のもとに公的な支援が提供されるまでには、相当の時間がかかります。市の職員や福祉サービスの事業者等は、すぐにはご自宅に駆けつけることができないことを、予めご理解ください。
- 計画は、ご本人又はそのご家族等、古河市、作成者の三者が保管します。古河市及び作成者は、計画に記載された個人情報等が他に漏れることのないように厳重に管理します。
- この計画を作成するにあたって、ご本人又はそのご家族等の費用負担はありません。

私(作成者)は、上記の内容を説明しました。

私(作成者)は、市から指定された情報を提供しました。

年 月 日

作成者(自署) _____

私(ご本人)は、この計画の趣旨について上記の作成者から説明を受けました。

①私は、災害に関する情報の提供を【 受けました。・ 受けていません。】
(いずれかに○)

②私は、この計画を作成すること、及び私の心身の状況をサービス事業所
や古河市に提供することについて【 同意します。・ 同意しません。】
(いずれかに○)

年 月 日

住 所 _____

氏 名(自署) _____

代理人(自署) _____

様式 ⑨

個別避難計画の作成にあたっての訪問時作業チェックシート（作成者用）

- 1 ハザードマップで、対象者の自宅付近の浸水状況、冠水する道路、最寄りの指定避難所等の場所を確認しました。
- 2 避難行動要支援者の個別避難計画の作成を市から委託されていることについて、本人又は家族等に説明しました。
- 3 災害時避難行動要支援者支援制度の趣旨と、「古河市避難行動要支援者調査票（新規）」の内容について、本人又は家族等に説明しました。
- 4 古河市避難行動要支援者調査票（新規）に本人又は家族等の署名を記入していただきました。
- 5 個別避難計画の趣旨と、「重要事項説明書」の内容について、本人又は家族等に説明しました。
- 6 重要事項説明書に本人又は家族等の署名を記入していただきました。
- 7 予想される災害（浸水の高さ等）及び、防災無線、メールなど災害情報取得方法について、本人又は家族等に情報提供しました。
- 8 本人に関する基本情報の項目の欄について、本人又は家族等に確認しました。
- 9 避難行動要支援者の状態の項目の欄について、本人又は家族等に確認しました。
- 10 避難支援に関する事項の項目（1）から（3）までについて、本人又は家族等に確認しました。
- 11 洪水（大雨）時と大地震時の、それぞれの避難先と、それぞれの災害の避難の方法について、本人又は家族等に確認しました。
- 12 緊急時連絡先について、本人又は家族等に確認しました。
- 13 地域支援者について、本人又は家族等に確認しました。
- 14 準備した地図上で、自宅、避難先、避難経路について、本人又は家族等に確認しました。
- 15 【表面】本人又は家族等と一緒に確認した事項及びチェック項目について、未記入がないか再度、確認しました。
- 16 【表面】確認日の日付、確認者（事業所名も記載）、電話番号（事業所の電話番号）を記入しました。
- 17 【裏面】裏面に、上記の13で確認した地図を貼付しました。

古河市避難行動要支援者 個別避難計画作成の候補者名簿

年 月 日

(事業所名)

(担当者)

(連絡先)

項番	事業所記入欄				市回答欄	
	氏名	生年月日	性別	住所	同意の有無	個別避難計画作成
1			男・女		有・無	済・未済
2			男・女		有・無	済・未済
3			男・女		有・無	済・未済
4			男・女		有・無	済・未済
5			男・女		有・無	済・未済
6			男・女		有・無	済・未済
7			男・女		有・無	済・未済
8			男・女		有・無	済・未済
9			男・女		有・無	済・未済
10			男・女		有・無	済・未済

参 考 資 料

古河市 福祉推進課
令和6年5月

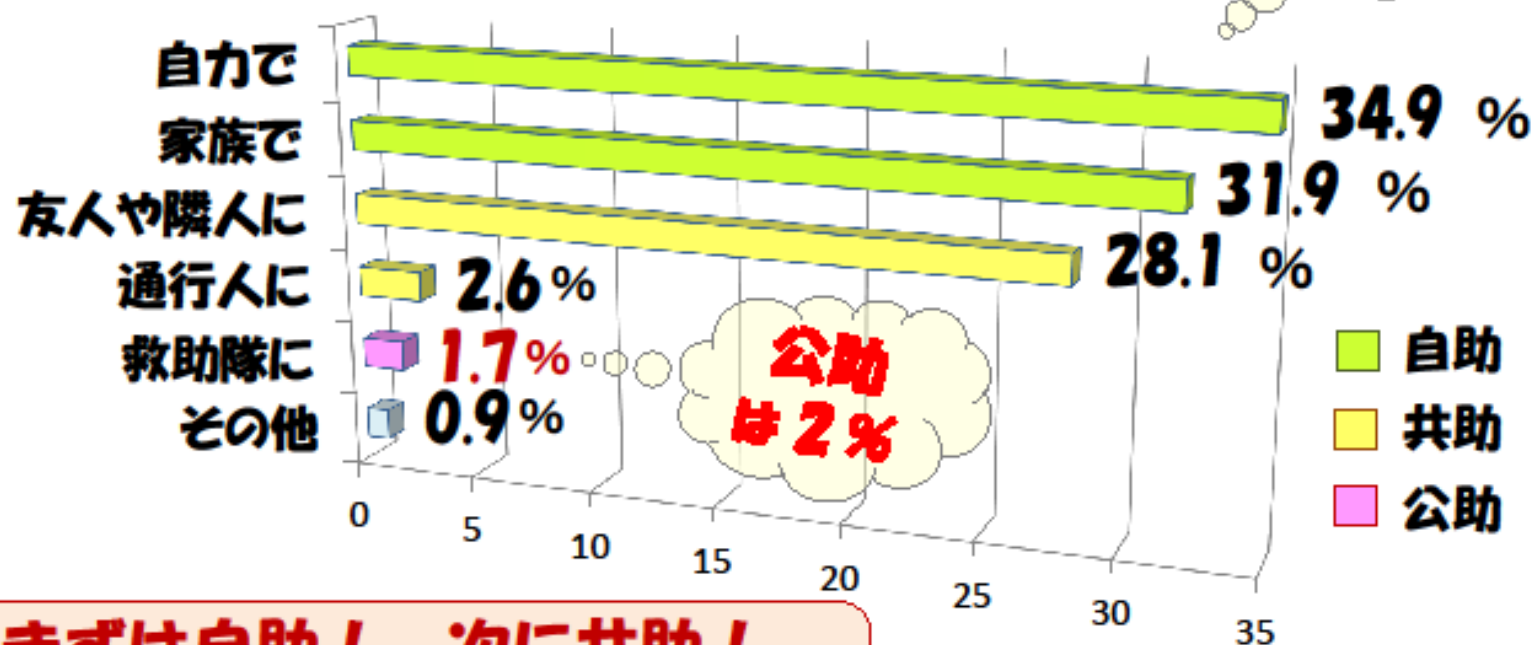
・この業務で使用する参考資料は次のとおりです。作成の際の情報提供等に必要に応じて使用してください。

- 参考資料1 地震の時に、命を守ったのは？
- 参考資料2 古河市洪水ハザードマップ・ガイドマップ(別添)
- 参考資料3 非常持ち出し品チェックリスト
- 参考資料4 防災・防犯情報メール
- 参考資料5 防災無線フリーダイヤル
- 参考資料6 Yahoo! 防災速報により防災・避難情報を配信します
- 参考資料7 タイムライン(防災行動計画)
- 参考資料8 福祉避難所を一般の指定避難所と同時に開設しない理由について
- 参考資料9 新たな警戒レベルの一覧表
- 参考資料10 リーフレット「災害時に備えて今できること」
- 参考資料11 令和元年広報古河 11月号 緊急号外(台風19号関連)
- 参考資料12 災害用伝言サービス 171
- 参考資料13 スマホでハザードマップ
- 参考資料14 避難所の混雑状況をスマートフォンで確認できます

【参考】地震の時に命を守ったのは？

◇ 阪神・淡路大震災（平成7年1月17日）
【生き埋めや閉じ込められた際の救助主体】

自助が7割
共助が3割



**まずは自助！ 次に共助！
公助はすぐに来ません！！**

（日本火災学会：1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書より）

① 非常持ち出し品チェックリスト

日頃からリュックサック等に入れておき、災害発生直後に避難所等へ持っていくものです。

すぐ食べられるもの（3食分程度）	トイレトーパー（芯を抜いて省スペース化）
飲料水	ラジオ+予備の電池
軍手・手袋	懐中電灯+予備の電池
レインコート・雨ガッパ	予備のメガネ・コンタクト
帽子・ヘルメット・防災ずきん	携帯電話用充電器
身分証明書のコピー（保険証・免許証など）	ライター・マッチ
少額の現金（公衆電話用に10円玉を多めに）	防寒用アルミシート（毛布の代替え品）
常備薬・緊急セット等	使い捨てカイロ
ウェットティッシュ・ティッシュペーパー	筆記具
タオル・てぬぐい	ビニール袋
マスク	ホイッスル
簡易トイレ	その他

*乳幼児、妊婦、要介護者がいるなどの特別なものが必要な場合に準備しましょう

② 備蓄品チェックリスト 最低3日、できれば7日

非常食糧	衣類
飲料水	タオル・毛布
ポリタンク・給水袋	使い捨てカイロ
食器類（紙皿、紙コップ）	ウェットティッシュ・ティッシュペーパー等
卓上コンロ・ガスコンロ	ビニール袋
ライター・マッチ	ラップ・アルミホイル
洗面具、ドライシャンプー	携帯トイレ

③ 常に持ち歩くもの

笛（ホイッスル等）	現金（公衆電話用10円玉）	緊急セット	使い捨てカイロ
携帯食（チョコレートなど）	マスク、ハンカチティッシュ	防災カード	携帯電話・充電器

古河市で防災・防犯情報 メールの導入を開始します

～災害への備え、地域の安全のために活用します～

【防災・防犯情報】

◇台風情報・大雨情報・河川の水位情報

避難情報（避難指示・避難勧告・避難準備情報）

防犯に関する情報



【携帯電話にリアルタイムでお届けします。】

◇迷惑メール対策をしている場合は、メールを受け取れない場合があります。

以下のアドレスに空メールを送ってください。

登録の流れの詳細は、裏面をご覧ください。

bousai.ibaraki-koga-city@raiden2.ktaiwork.jp

※二次元コード対応の携帯電話をご利用の場合、右の二次元コードから登録用メールアドレスにアクセスできます。

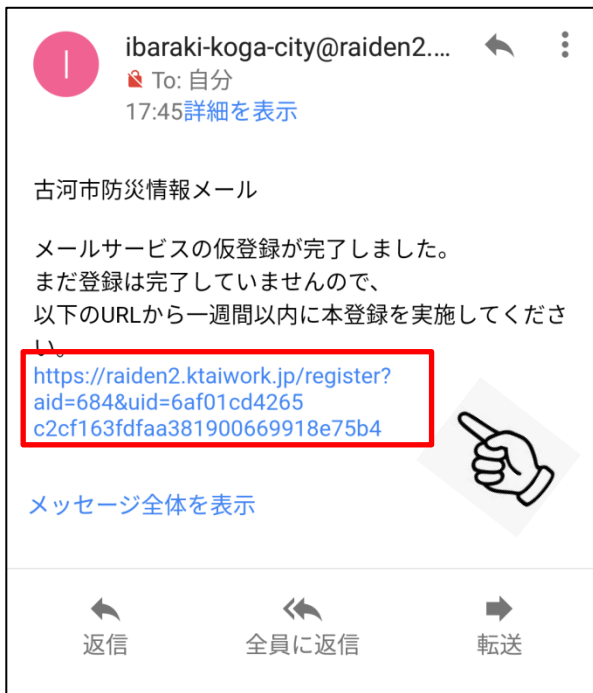


ご登録いただくと、防災情報をはじめとした、市からの防災・防犯情報をいつでもどこでも迅速に受け取れるようになります。

登録料は無料ですが、メールを受信する際にかかる1通あたり、1～2円のポケット通信料はご利用者のご負担となります。

【登録手順①】

空メールの送信または二次元コードからアクセスすると数分以内に、登録用URLが記載されたメールが届きます。URLを押しま



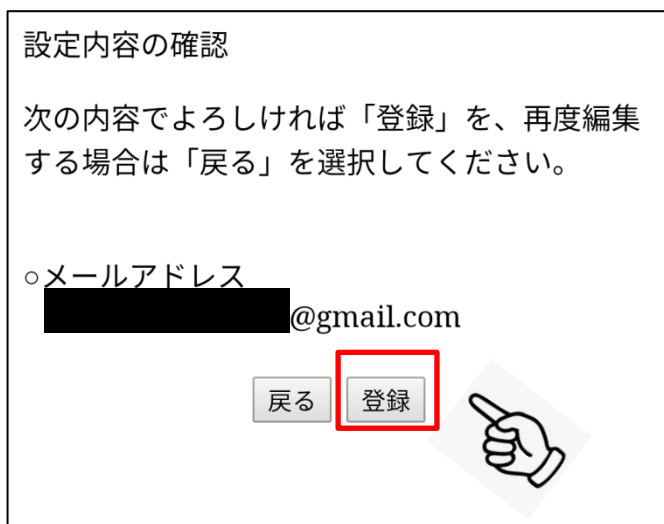
【登録手順②】

「次へ」ボタンを押します。



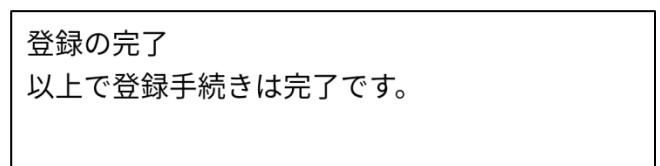
【登録手順③】

「登録」ボタンを押します。



【登録手順④】

数分以内に登録完了のお知らせメールが来たら、登録完了です。



【問い合わせ先】

古河市役所 消防防災課
電話：76-1511（代表）

～古河市～

防災行政無線の内容を 電話で聞くことができます！



フリーダイヤル(無料)

0120-940-122

『防災行政無線がよく聞こえなかった!』、『もう一度確認したい!』
といった場合に、電話(フリーダイヤル)で放送内容を確認することが出来ます。

- | | |
|----------|------------------------|
| ■使用できる電話 | 固定電話、携帯電話 |
| ■通話料 | 無料 |
| ■内容 | 防災行政無線で放送されたもの(24時間以内) |

【問合せ先】古河市役所 消防防災課 TEL0280-76-1511 (代表)

「Yahoo!防災速報」により防災・避難情報等を配信します

●Yahoo! 防災速報

災害発生時や災害が発生するおそれのある場合に、避難所の開設情報や災害への注意喚起情報を配信する予定です。



Yahoo! 防災速報

下記二次元コードを読み取るとダウンロードサイトへ移行します。



iOSの方はこちら



Androidの方はこちら

パソコン等からご利用の方は、メールによる受信も可能です。
(メール版のご利用には Yahoo! JAPAN ID が必要です。)

Yahoo!防災速報アプリ設定ガイド

インストールが完了したら、通知を受け取るために初期設定を必ず行いましょう。
設定が完了していないと通知を受け取れない場合があります。



防災速報

アプリをインストールした後に、スマートフォンのホーム画面の**防災速報**のアイコンをタップして、アプリを起動すると、初期設定が開始されます。

1 初期設定を始める



防災速報は災害情報を「プッシュ通知」でお知らせします。「次へ」をタップしてください。



2 現在地連動通知機能を設定する



移動先といる場所の災害情報を受けます。この機能を利用する場合は「この機能を使う」をタップしてください。



3 通知を受け取る地域を設定する



「地域を設定する」をタップして、通知を受け取る地域を選びます。



都道府県、市町村の検索から、地域を設定できます。

4 設定の完了



以上で初期設定は完了です。「始める」をタップしてください。



「始める」をタップすると、お住まいの地域の災害情報の通知方法などアプリの使い方の説明が表示されます。

発行元：ヤフー株式会社

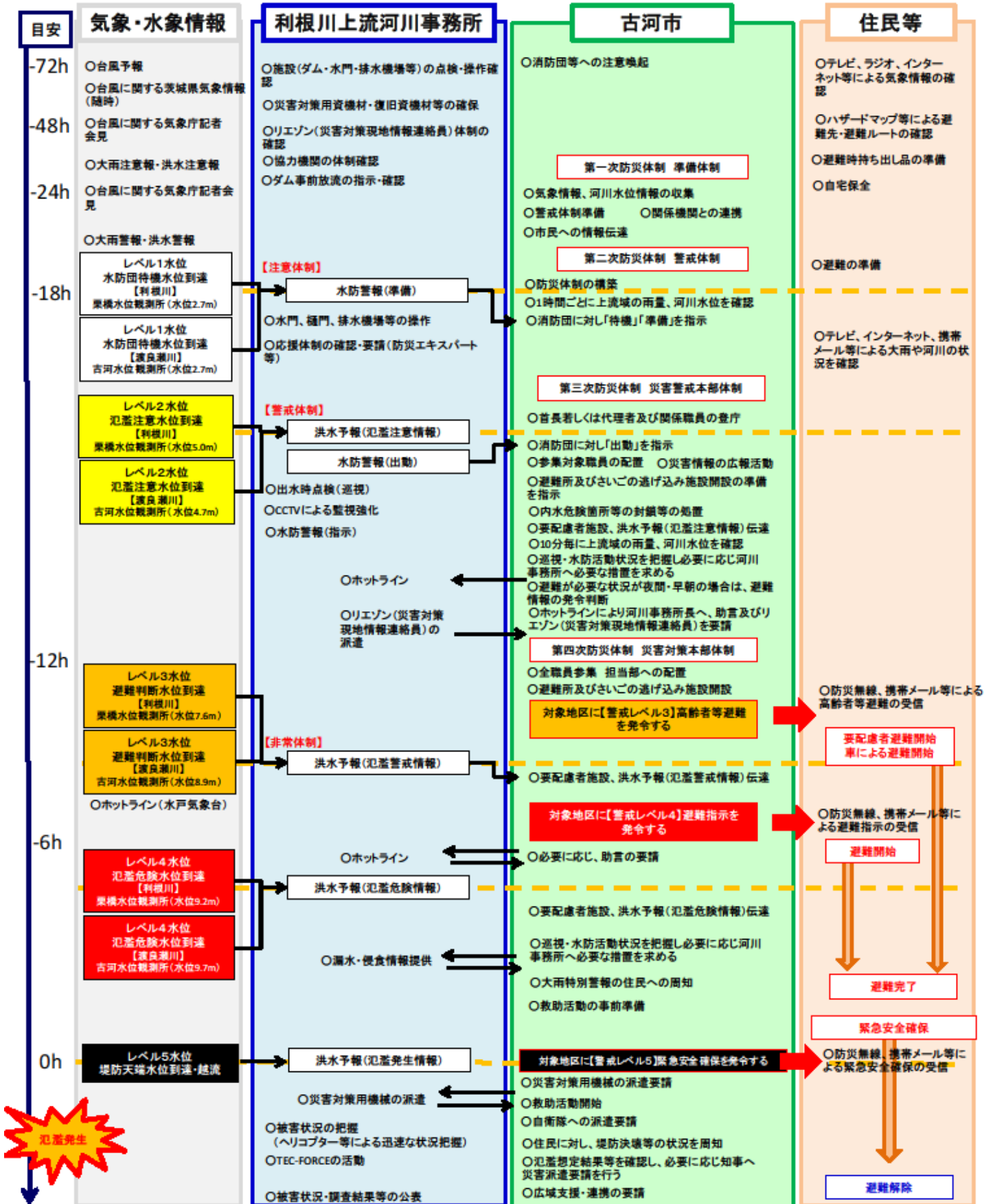
※4までの手順が終わったら、アプリ画面右上の「設定(歯車マーク)」を押し、「自治体からの緊急情報」を「オン」にしてください。

○すでにアプリを利用されている方

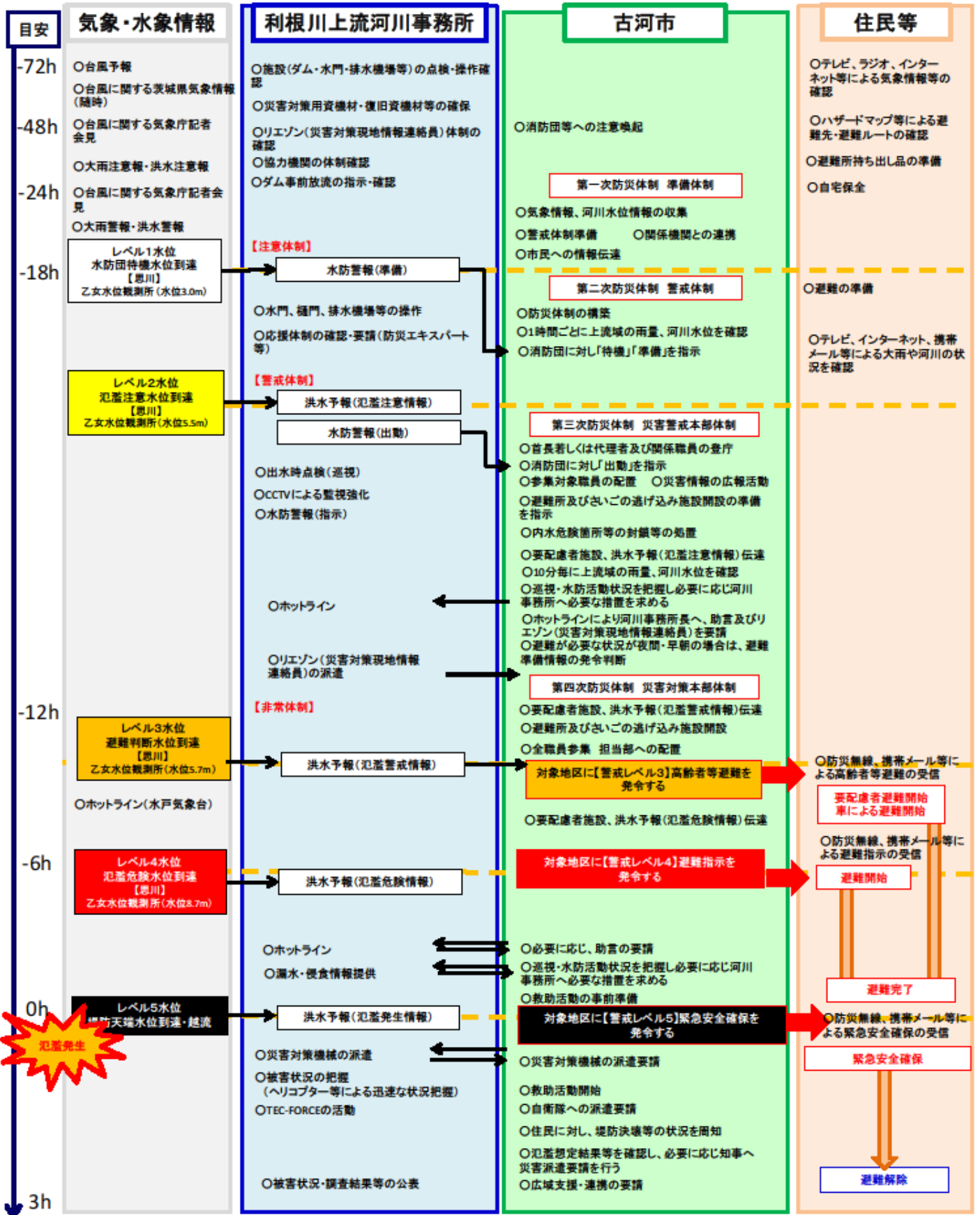
すでにアプリを利用している方も設定が必要です

- 1 アプリを開き、画面右上の「設定(歯車マーク)」を押します
- 2 「地域の設定」で「古河市」を設定します
- 3 通知する情報の「自治体からの緊急情報」を「オン」にします
これで設定完了です。

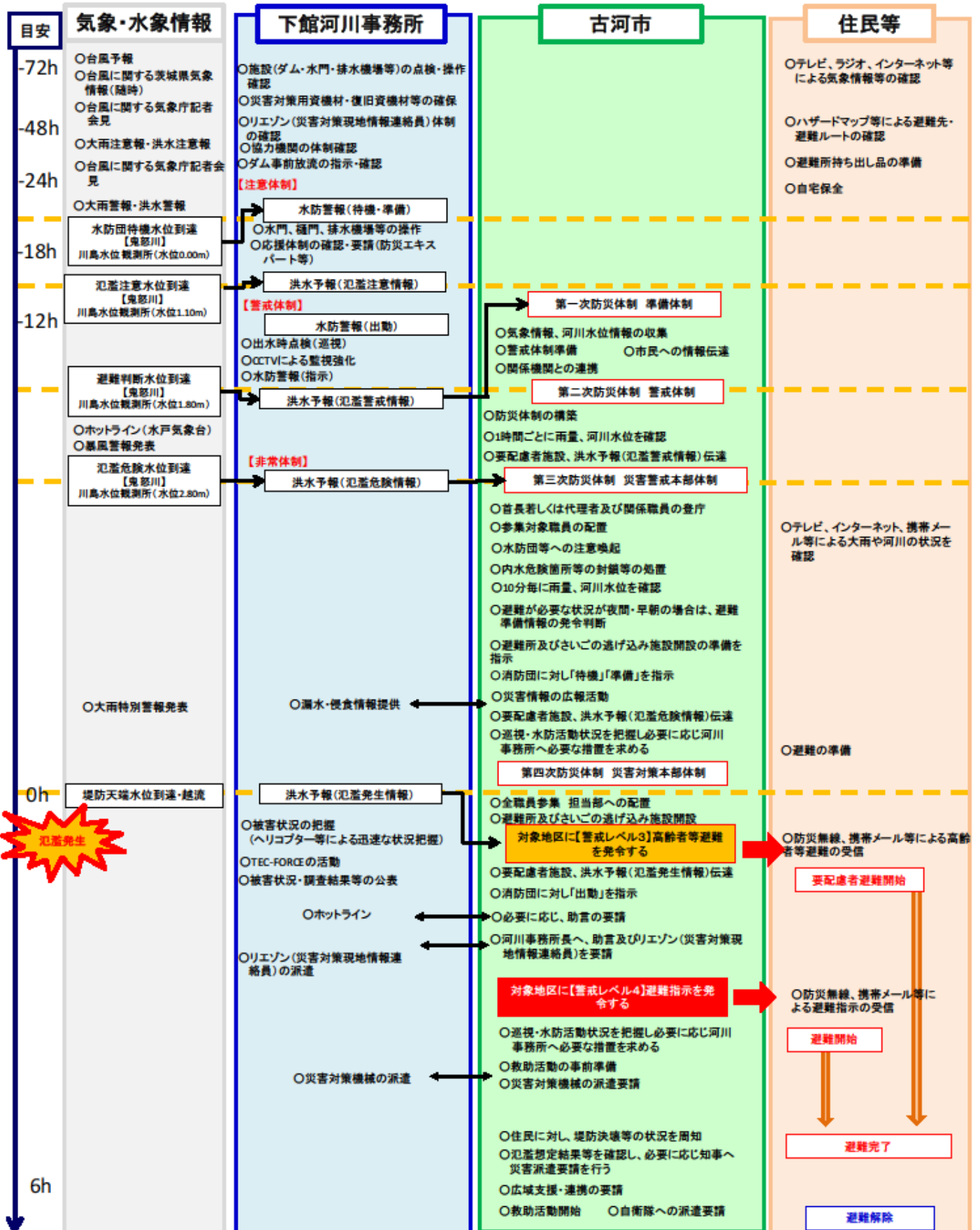
台風による洪水を対象とした避難情報の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画) 古河市(利根川・渡良瀬川) 令和4年6月版



台風による洪水を対象とした避難情報の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画) 古河市(思川) 令和3年6月版



台風による洪水を対象とした避難情報の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画) 古河市(鬼怒川) 令和3年6月版



福祉避難所を一般の指定避難所と同時に開設しない理由について

- (1) 大規模な災害が発生した時、又は避難情報等が発令された時（以下「災害発生時等」という。）に避難をしていただく際には、一刻も早くご自身の身の安全を守っていただくことが必要であるため、市民の方には、まず、お住まいの地域から最も近い指定避難所に避難していただくことをお願いしています。公設の福祉避難所は、現在、市内に3か所しかなく、そこまで移動していただくには、お住まいの場所により、相当の時間がかかりますし、長い距離の移動は危険です。とくに、災害時等には、道路が「冠水」「通行止め」「瓦礫（がれき）等による封鎖」「緊急車両優先」などにより通行できない場合があり、遠くへの移動が困難になることが想定されます。
- (2) 福祉避難所に収容できる人数には限りがあります。一般の指定避難所と同時に福祉避難所を開設してしまうと、本来、福祉避難所を必要とする人以外の方が福祉避難所へ避難してきてしまい、福祉避難所として機能させることができなくなることが想定されます。そのため、福祉避難所は二次的な避難所として位置づけ、一般の指定避難所に避難していただいた後、災害が落ち着き、あるいは避難生活が長引くと考えられるときに、本当に福祉避難所が必要な方だけ福祉避難所へ移っていただく、という仕組みにしています。
- (3) 福祉避難所には、一般避難所とは別の設営を行います。備蓄倉庫から福祉避難所までは、ベッド、車いす、ストレッチャなど大がかりな備品の搬送が必要で、開設の準備には相当の時間が必要となります。道路が通行できる状態であることも必要な条件となります。
- (4) 民間の福祉・医療施設等の協力による、福祉避難所の提供につきましても、各施設では、まず、その施設等の入所者の避難対応が優先されますので、市からの協力の受け入れ態勢が整うまでには、この場合もまた、相当の時間が必要となります。
- (5) 災害時等には、福祉避難所以外のすべての指定避難所を一斉に開設します。指定避難所では、要配慮者等に対して、「福祉避難室」や「要配慮者に配慮された場所」を準備し、要配慮者に優先的に利用していただくこととしております。

以上のことから、古河市では、福祉避難所を一般の指定避難所と同時に開設しないことと、現時点ではしておりますのでご理解ください。



古河市から防災に関するお知らせ
避難情報が変わりました

保存版

高齢者や障がい者、車で避難する人は
警戒レベル3 (高齢者等避難)で **避難!**

警戒レベル4 (避難指示)で **全員避難!**

[変更後]

警戒レベル	状況	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	緊急安全確保
<警戒レベル4までに必ず避難!>		
4	災害の おそれ高い	避難指示
3	災害の おそれあり	高齢者等避難
2	気象状況 悪化	大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁)
1	今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)

[変更前]

災害発生情報
・避難指示 (緊急) ・避難勧告
避難準備・ 高齢者等避難
大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁)
早期注意情報 (気象庁)

避難に時間のかかる高齢者
や障がいのある人、車での
避難を考えている人は、
警戒レベル3高齢者等避難
で危険な場所から避難しま
しょう

避難勧告は廃止されますの
で、警戒レベル4避難指示
で全員避難しましょう。
警戒レベル5の緊急安全確
保の発令を待ってはいけま
せん

【問】 消防防災課(三和庁舎) TEL76-1511

災害時に助かるために!!

～市町村から支援者への情報提供にご協力を～

災害時に受けられる支援(例)

●避難連絡・避難誘導に関する支援



●安否確認・救助活動に活用



平常時に受けられる支援(例)

●支援者との交流 (日常の声かけ等の見守り)



●個別計画や 防災訓練に活用



※支援の内容については市町村によって異なります。

こんな不安はありませんか?

津波警報が出たときに、
逃げるために誰かの
助けがほしい。



地震があったときに、
避難すべきかどうか
判断できない。



災害時、1人での避難が大変なことを
周りの人に知ってほしい。



1つでも不安があれば、
中をご覧ください。

自ら避難することが困難な方へ

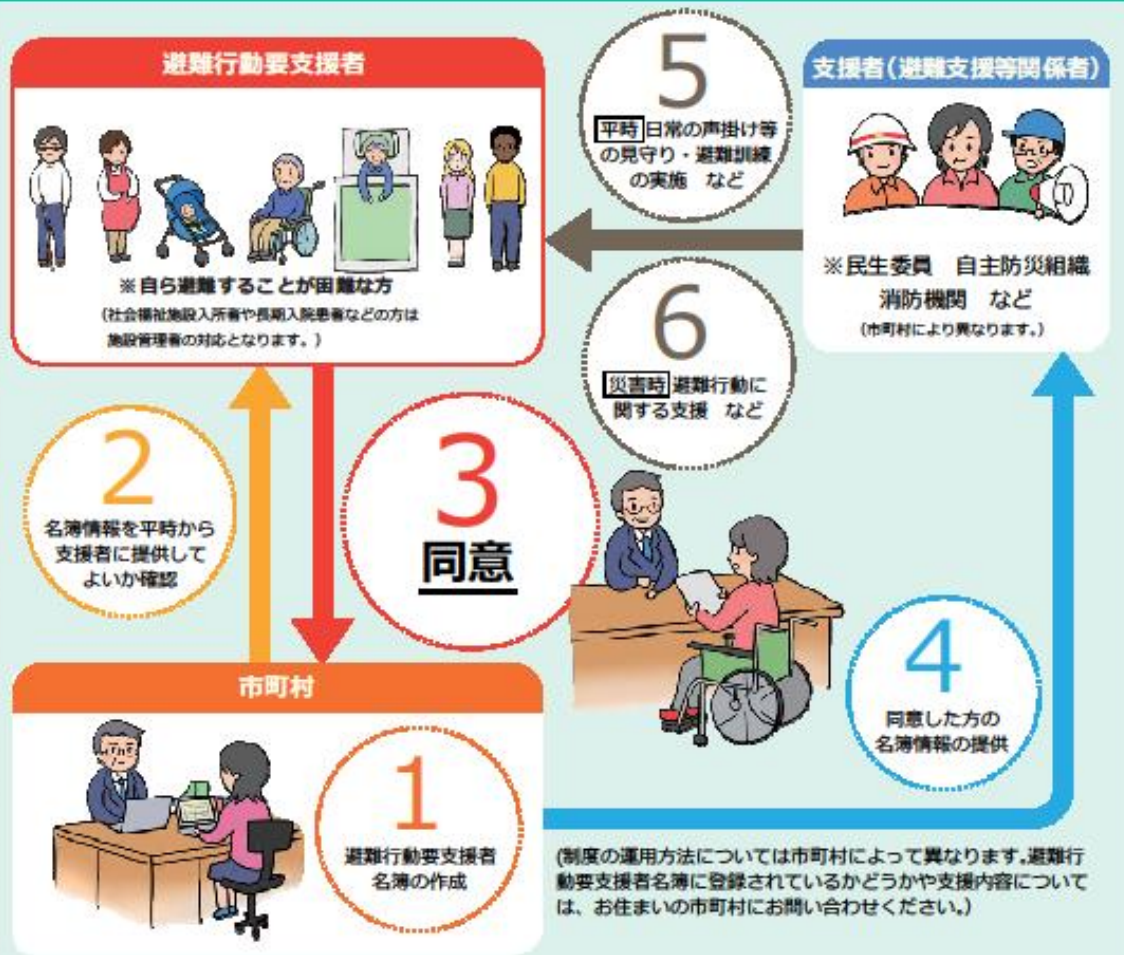
災害時に備えて 今できること

～災害時にスムーズに避難支援を
受けられるようにしましょう～



市町村が作成したあなたの「避難行動要支援者名簿」を
支援者へ提出することに同意 しましょう。
 そうすれば、災害時に支援が受けられやすくなります!

自ら避難することが困難な方への支援イメージ



避難行動要支援者名簿とは

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿(避難行動要支援者名簿)の作成が市町村に義務付けられました。

避難行動要支援者名簿の情報

避難行動要支援者名簿には主に次の情報が登録されます。

氏名	生年月日
性別	住所・居所
電話番号	など

※登録内容は市町村によって異なります。

名簿の個人情報の取扱いについて

避難行動要支援者名簿を提供した支援者(避難支援等関係者)に対しては、災害対策基本法によって守秘義務が課せられております。

音声コードをご利用の方はこちら

※コードを読み取ることで内容を音声にて説明いたします。

UniVoice 🔍

[ENGLISH] [日本語]



令和元年広報古河11月号 緊急号外

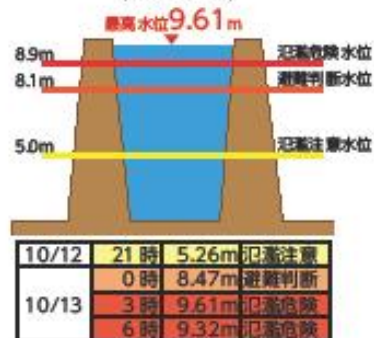
台風19号 真夜中の緊急避難！ ～目の前に迫る決壊の危機、あなたの行動は～

10月12日に関東・東北地方に記録的な大雨をもたらした台風19号。市内の降水量は220mm程度でしたが、利根川上流域では平均で310mm程度、多いところで500mmを超えました。

その結果、利根川・思川で氾濫危険水位を超え、堤防が決壊する恐れがありました。利根川が決壊すると、市内の半分近くが浸水するほか、決壊地点付近では多くの家屋が倒壊する大災害を引き起こす可能性があります。

今回の出来事を教訓に非常持ち出し品の準備や避難先の確認など、日ごろの備えと早めの避難を心掛けましょう。

10月13日3時
利根川の水位
(栗橋観測所)



なぜ深夜にサイレンが鳴り、緊急避難となったのか？



利根川に氾濫の恐れあり

10月12日に台風19号が関東地方にもたらした大雨により、13日の早朝に利根川で越水が発生する可能性があるとの情報が利根川上流河川事務所からありました。

このため、市民の皆さんが朝までに避難を完了できるよう、深夜でしたが警戒レベル4(避難勧告、避難指示など)を発表しました。



深夜に鳴り響いたサイレン

利根川が氾濫し堤防が決壊した場合には、多くの人命に関わる大災害が予想されます。今回は、深夜の避難勧告・避難指示であったため緊急情報に気付かない人が多いと考えました。そこで、できるだけ多くの人に事態の重大性・緊急性を伝えるため、最も効果的であるサイレンを鳴らし続けました。

～私たちは「いつ」避難すれば良かったのか～



ハザードマップで浸水地域と避難所を確認しましょう



利根川



浸水河川・野川

いざという時、避難所に行く準備はできていますか



持ち出し品

- ・家の備蓄品は大丈夫?
- ・家族との連絡先は?
- ・避難する際にプレーカーを下げましたか?

市アプリで情報収集を



市アプリ



iOS用



Android用

緊急情報を
プッシュ通知
配信します

市民の命を守ることを第一に!

台風19号では、利根川上流域での大雨により水位が急激に上昇し、越水・氾濫の危険性が非常に高くなりました。洪水の危機が迫っているとき、第一に守らなければならないのは市民の皆さんの命です。

水害時、自身の命を守る最善の行動は避難しかありません。そのため、深夜遅くの避難指示や防災無線のサイレンの吹鳴を行いました。その結果、1万を超える人に避難をしてもらいましたが、浸水想定地域内の人口(約10万人)を考えると、まだまだ少ないのが現実です。今回のことを教訓に、水害が起きそうなときは早めの避難を心掛け、どのような行動をとるべきかももう一度考え直していただきたいと思います。

最後に、夜遅くの避難広報に協力していただいた自治会・行政区や消防団の皆さん、緊急事態に備えて万全の準備をしていただいた自衛隊・警察署・消防署の皆さんに感謝の気持ちをお伝えしたいと思います。



古河市長 針谷力



災害時の安否情報がやりとりできるサービス

171
災害用伝言ダイヤル

自宅や外出先から、電話で「171」をダイヤル

災害用伝言ダイヤル「171」は、災害発生時に家族、知人などの安否を確認する“声の伝言板”です。災害時は全国から被災地への電話につながりにくくなります。もしもの時に備え、ご利用方法を覚えておいてください。

■伝言の録音方法

1 7 1 をダイヤルする

↓ ガイダンスが流れます

録音の場合 **1** 暗証番号を利用する録音は **3**

↓ ガイダンスが流れます

連絡を取りたい被災地の方の固定電話番号または携帯電話・IP電話の番号をダイヤルする。

0 [] — [] — []
0 [] — [] — []

↓ ガイダンスが流れます

プッシュ回線の場合は **1**

ダイヤル回線の場合はダイヤル不要

↓ ガイダンスが流れます

伝言の録音をする(30秒以内)

■伝言の再生方法

1 7 1 をダイヤルする

↓ ガイダンスが流れます

再生の場合 **2** 暗証番号を利用する再生は **4**

↓ ガイダンスが流れます

連絡を取りたい被災地の方の固定電話番号または携帯電話・IP電話の番号をダイヤルする。

0 [] — [] — []
0 [] — [] — []

↓ ガイダンスが流れます

プッシュ回線の場合は **1**

ダイヤル回線の場合はダイヤル不要

↓ ガイダンスが流れます

伝言の録音内容を確認する

※ NTT東日本・NTT西日本の電話サービスから伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。他通信事業者の固定電話、携帯電話やPHSから発信する場合、通話料については各通信事業者にお問い合わせください。なお伝言録音等に伴うサービス利用料は無料です。

■使い方のポイント

- ① 電話番号 : 家族でどの番号にするか決めておきましょう!
- ② 録音内容 : 下記の「あいたいよ」を参考に録音してください!

覚えておいて!
171でお伝えすること:

「あいたいよ」

- あ** あなたの名前は? (フルネームを伝えて!)
- い** いる場所は? (具体的な場所を伝えて!)
- た** だれといっしょか? (一緒に避難している方も伝えて!)
- い** いたいところはあるか? (ケガや体調について伝えて!)
- よ** よこく(次の連絡はいつか、次回の予定を伝えて!)

- ・ 毎月1日及び15日、正月三が日、防災週間(8月30日~9月5日)および防災とボランティア週間(1月15日~21日)に体験利用ができます
- ・ お問い合わせは、局番なしの「116」へ
※ 携帯電話弊社以外の固定電話からのお問い合わせは「0120-116-000」へ

web171
災害用伝言板

<https://www.web171.jp>

または、web171と検索



災害用伝言板「web171」は、災害発生時に家族、知人などの安否を確認する“インターネット上の伝言板”です。もしもの時に備え、事前に「利用者情報の登録」および「ご利用方法の確認」をお願いします。

■利用者情報の登録（初めてご利用の方）

- ・伝言板をご利用される方の個人情報（電話番号など）と、伝言を登録した際の通知先を登録します。
- ・登録方法などの詳細は「<https://www.ntt-east.co.jp/saikai/web171s/touroku.html>」をご確認ください。

■伝言の登録方法

災害用伝言板(web171) English 한국어

TOP画面

伝言の登録や確認ができます。

電話番号

利用者登録をした電話番号を入力し、**登録**をクリック

伝言（最大100文字）を入力し、**登録**をクリック

■伝言の確認方法

災害用伝言板(web171) English 한국어

TOP画面

伝言の登録や確認ができます。

電話番号

利用者登録をした電話番号を入力し、**確認**をクリック

登録された伝言が表示されます

■災害用伝言板（171）および災害用伝言板（携帯電話）との連携

- ・災害用伝言板（web171）は災害用伝言ダイヤル（171）および災害用伝言板（携帯電話）と連携しており、相互に伝言の登録および確認が可能となっております。

伝言が録音された音声ファイル

web171 災害用伝言板 ← 171 災害用伝言ダイヤル

171に登録された音声ファイルをパソコン等で再生可能

> 通常のweb171の伝言検索画面にて、171に登録された伝言（音声ファイル）の検索ができます

伝言（テキスト）

web171 災害用伝言板 ← 災害用伝言板（携帯電話）

災害用伝言板（携帯電話）に登録された伝言を確認可能

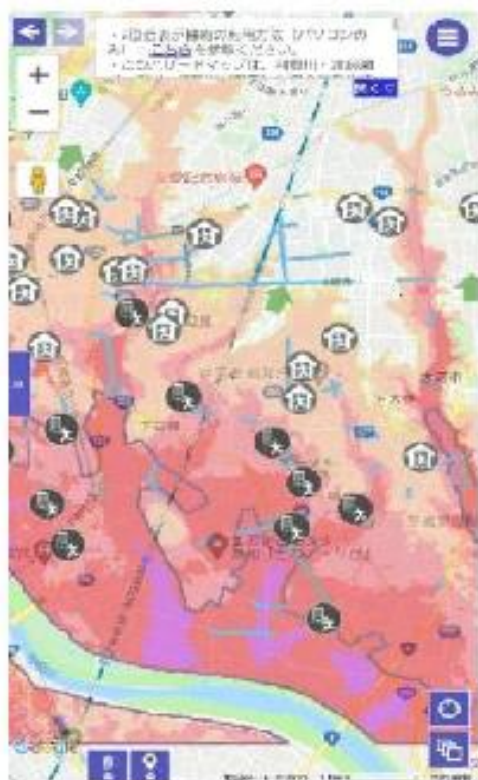
> 通常のweb171の伝言検索画面にて、災害用伝言板（携帯電話）に登録された伝言（テキスト）の検索ができます

※ 災害用伝言板（web171）のサービス利用料は無料ですが、インターネット接続費用やプロバイダ利用料などは別途必要となります
 ※ 災害用伝言板（携帯電話）の詳細は各携帯事業者へお問い合わせください

スマートフォンでハザードマップを見ることができます！

「古河生活べんり MAP」が公開され、古河市の様々な地図情報がスマートフォンやパソコンで簡単に見ることができるようになりました。

ハザードマップにも対応していますので、浸水想定深や避難所などを確認することができます。ご自宅の浸水想定深の確認やマイタイムラインの作成などにお役立てください。



主な機能

- ・Googleマップを背景にしており、自由に縮尺の変更できます
- ・航空写真や地形図など背景を切り替えることができます
- ・現在地や住所・地番から検索ができます
- ・ルート検索も可能です
- ・(パソコン版のみ)任意の場所を切り取り印刷ができます

詳しい使い方はこちら



古河市生活べんり MAP(ハザードマップ)はこちら



避難所の混雑状況をスマートフォンで確認できます！

茨城県と株式会社バカンは、令和3年5月に災害時等における避難施設の情報提供に関する協定を締結しました。
これにより株式会社バカンスが提供する「VACAN Maps」を使い、スマートフォンやパソコンから県内にある避難所の場所や混雑状況を確認できるようになりました。



混雑状況は地図上に表示され一目で確認できるようになっています。



●利用方法

下記の二次元コードから「VACAN Maps」にアクセスしてください。



災害時避難行動要支援者 個別避難計画作成に関する Q&A

古河市 福祉推進課

令和6年5月

1. 個別避難計画作成全般について

1	Q	要支援者のご家族から、「名簿に載せておくのは構わないが、個別避難計画となると仰々しくなり近所の人に迷惑がかかるのでお断りしたい。災害時等は地域で公園に集まり避難する取り決めになっているので大丈夫だと思う」と言われたが、どのように対応したらいいか。
	A	事業所において、そのことを記録し、把握しておいてください。市役所の担当部署でもその情報を把握しておきたいので、任意の方法で構いませんので、当該対象者とともにごその旨を報告してください。 また、今後、個別避難計画が必要な状況になった時は、改めて個別避難計画の作成について当該対象者に促してください。
2	Q	「薬の種類」を記載する欄が小さく、聞き取った薬名などが書ききれない。それでも、詳細に記したほうがよいのか。
	A	「薬の種類」の記載欄に記載する内容は、例えば「高血圧剤」、「糖尿病の薬」など、「何の治療に用いている薬であるか」を記載してください。薬の名称、服薬量等は、プライバシーにかかわるセンシティブな情報であり、医師や薬剤師に確認すればわかるため、記載する必要はありません。欄の中に書ききれない場合は、文字のポイントを小さくするなどにより対応してください。
3	Q	個別避難計画の作成の同意書(重要事項説明書)には、「災害時等に、ご本人又はそのご家族等のもとに公的な支援が提供されるまでには、相当の時間がかかります。市の職員や福祉サービスの事業者等は、すぐにはご自宅に駆けつけることができないことを、予めご理解ください。」とあるが、実際には、支援が提供されるまでにどれくらいの時間がかかるのか。
	A	時間がどれくらいかかるかは災害の程度により異なります。まずは、自助、共助によりこの個別避難計画で予め取り決めをしておいた方法により、ご自身の判断で避難行動を開始してください。 身動きができず、誰かの助けを待つしかない場合は、支援の可能性のある連絡先に対してSOSを発し続けてください。時間はかかりますが、公助による支援が届くよう配慮します。
4	Q	個別避難計画を作成しておけば、災害時等には誰かが助けに来てくれると考えてよいか。
	A	災害時等に、まず、一番先に身を守るための避難行動を起こすのは、ご本人やご家族自身です。状況により、地域支援者からの支援は得られない場合もあります。市では、それを想定して対策を講じますが、できることには限界もあります。個別避難計画の作成は公的支援を確約するものではありません。個別避難計画は、同意書(重要事項説明書)にもあるように「ご本人又はそのご家族等が、災害時等にどのような支援を得て避難行動をとればよいか、ということについて、ご本人又はそのご家族等が自ら確認し、予め取り決めをして、それを記録しておくもの」であるご理解ください。
5	Q	なぜ、市役所の職員が個別避難計画を作成するのではなく、個別避難計画の作成を福祉事業所等に委託するのか。
	A	個別避難計画を必要とする要支援者は市内に約 13,000 人(令和 6 年 4 月現在)います。それを職員がすべて策定するとなると、相当のコストと時間がかかります。また、ケアマネジャー等に委託する理由には、インフォーマルサービスを含めた一人一人に応じた地域ケア体制を構築するための契機になると考えられることから委託をすることとしました。

7	Q	個別避難計画は、必ず作成しなければならないのか。
	A	必ず作成しなければならないものではありません。あくまでもご本人ご家族等の任意で作成するもので、強制するものではありません。
7	Q	個別避難計画作成の対象となっている人を教えてもらえるのか(対象者の名簿をもらえないか)。
	A	個人情報管理の観点から対象者名簿を配付しておりません。「1-3-2 「個別避難計画」を作成する対象者」に該当する人の中から事業所が必要と判断された人に対し、個別避難計画作成を進めてください。必要に応じ、避難行動要支援者名簿への登録の有無、個別避難計画作成の有無を担当課に確認することは可能です。
8	Q	車で10分程度の距離に親族が住んでいる場合は、その親族を地域支援者としてよいか。
	A	お見込みのとおり。親族を地域支援者としてかまいません。その場合、地域支援者の関係性の欄に、「親族」又は「続柄(子など)」を明記しておいてください。
9	Q	住民票上の住所とは、別の住所に住んでいる人の扱いはどうしたらよいか。
	A	現在の居住地が、古河市内であれば、その居住地を拠点とした個別避難計画を作成してください。また、個別避難計画上の住所の表記は、現在の居住地住所を記入してください。なお、居住地住所の脇に(居住住所)など住民票上の住所と相違がある事がわかるように明記しておいてください。
10	Q	個別避難計画は、実際の災害時に市ではどのように活用されるのか？
	A	市では、個別避難計画は、災害時又は、災害により避難した後の安否確認と、当該避難行動要支援者の情報を必要に応じて提供することに役立ってます。
11	Q	各指定避難場所には、避難行動要支援者の個別避難計画の情報は事前に伝わっているのか？

	A	<p>現在、市に提出された個別避難計画は、福祉推進課にて管理しています。実際の災害時には、避難所、避難先等からの要請により、福祉推進課から各避難所に情報を迅速に提供できるようにしていきます。個別避難計画は非常にセンシティブな個人情報に記載されていますので、個人情報保護の観点から、平常時から避難場所に据え置きすることは管理上、不適切と判断されますので、事前に情報は伝えていません。また、状況により、計画に記載していた避難所とは別の避難所を利用する場合がありますので、災害の状況に応じて臨機応変に取り扱います。</p>
12	Q	<p>個別避難計画は、避難所に持っていかなくてもよいか？</p>
	A	<p>避難行動要支援者が実際に避難する際には、個別避難計画を避難所、避難先等にご持参していただくことを推奨しています。個別避難計画を提示することにより、指定避難所などで配慮を受けやすくなる場合もありますので(確約ではありません)、個別避難計画を作成した際には、そのことをご本人またはそのご家族等にお伝えいただくようお願いいたします。(福祉推進課から指定避難所等へ個別避難計画の情報が届くまでには、一定程度の時間がかかります。また、避難所から福祉推進課に対し情報提供の請求がないと提供できません。)</p>
13	Q	<p>ご本人又はご家族が個別避難計画の作成を望まなかった場合(同意しなかった場合)は、その後、一切、個別避難計画の作成について勧奨する必要はないのか？</p>
	A	<p>ご本人又はご家族が個別避難計画の作成を望まなかった場合(同意しなかった場合)でも、概ね1年程度経過した頃を目途に、改めて、災害に関する情報等を提供していただき、再度、個別避難計画の作成の意向を確認してください。その際、作成を希望した場合は、改めて重要事項説明書で同意を得てください。一方、再勧奨後も希望しない場合は、重要事項説明書の再提出は不要です。</p>
14	Q	<p>高齢者世帯(夫婦)のうち夫だけを担当している。その方の個別避難計画は作成したが、妻は避難行動要支援者には該当せず、介護サービスも利用していない。しかし、発災時には夫婦で避難する必要があるため、担当ではない妻の個別避難計画を作成してもよいか。</p>
	A	<p>お見込みのとおり。マニュアル『3 避難行動要支援者に該当しない人への対応』を参考に、直接担当はしていないが、要支援者の家族等で、支援が必要と思われる方には個別避難計画を作成していただいて構いません。その場合、同世帯であっても、1人につき1件分の委託料をお支払いします。</p>
15	Q	<p>個別避難計画を作る対象者を限定しているか。たとえば、水害の心配が少ない地域に住む避難行動要支援者に対し、個別避難計画を作成する必要があるのか。</p>
	A	<p>古河市では水害と地震を想定し、個別避難計画の作成をお願いしており、対象地区を限定していません。水害時の避難方法については、主に自宅待機が考えられますが、ライフラインや食料の確保等について記入してください。一方で、地震の際の避難先・避難方法等について重点的に作成してください。</p>

2. 避難所について

	Q	<p>ご本人やご家族等、又は地域支援者の認識では「指定避難所」について、地区の公民館や一番近い学校などを「指定避難所」と勘違いして考えている方がいる。しかし、そこは、洪水時のハザードマップでは「指定避難所」となっていない。個別避難計画の避難場所や避難経路はそれらのうちどちらを記載すればよいのか。</p>
1	A	<p>避難場所は、居所、住宅の状況、家族の支援等により一人一人違います。安全性が確保されていれば、自宅や自宅の上層階でも構いませんし、別棟、別居家族の家、近所の建物等としても構いません。</p> <p>まずは、本人や家族、地域支援者等と適切な「指定避難所」の場所を一緒に考え、案を提示してください。基本(通常)は、本人の居住地から一番近い「指定避難所」を避難先とし、そこまでの経路を記載してください。</p> <p>市職員は、「指定避難所」で避難所を開設しますので、その他の場所にはすぐには駆けつけることができません。また、ハザードマップにある「さいごの逃げ込み施設」は逃げ遅れた場合や、「指定避難所」まで行くことができなかった場合などに、緊急的に避難していただく場所としています。洪水時には水没し、孤立するため、最初から「さいごの逃げ込み施設」には向かわないようにしてください。</p>
2	A	<p>重度の障がいのある要支援者(寝たきりや、医療器具等を装着している、又は移動に複数名の介助の手が必要な方)の避難先は、一般の指定避難所でよいのか。</p> <p>重度の障がいのある要支援者(寝たきりや、医療器具等を装着している、または、移動には複数名の介助の手が必要な方)に対しては、ご本人やご家族等とよく話し合いをしていただき、現実的な避難の仕方、避難先を個別避難計画に記してください。</p> <p>特に、同居家族、地域支援者の支援のみでは避難所への避難の対応できない場合は、予め、ショートステイやレスパイトなど、福祉や医療のサービスを利用する、又は民間救急や福祉移送サービスなど活用して、安全な医療機関や福祉施設、別居の家族の居所等に前もって避難するなどの具体的な行動や避難の方法をご本人ご家族等と話し合っ、取り決めたことを個別避難計画に記してください。その際、ケアマネジャー等が有している情報があれば、本人やご家族等へ提供してください。</p> <p>障がいの程度、避難行動への支障の程度にもよりますが、基本(通常)は、何らかの障がいがあっても、避難所までの移動が可能であれば、最も近い「指定避難所」を避難先とし、その避難先までの経路を記載してください。</p> <p>なお、いわゆる「福祉避難所」は、「指定避難所」に避難した後で、特別な配慮が必要であり、引き続き「指定避難所」で過ごすことが困難な方を対象としています。病院への入院、施設入所が適当であるという方は対象となっていません(ご家族等に入院・入所の手配をしていただきます)。</p> <p>「福祉避難所」は、あくまで二次的避難所であり、「指定避難所」のように災害時直後には開設されませんので、避難所・避難先の欄には記載しないでください。</p>
3	Q	<p>福祉避難所は、要支援者が利用するためにあるのに、どうしてすぐ開設されないのか。また、なぜ、そこに避難してはいけないのか</p>

	A	別紙の「福祉避難所がすぐに開設されない理由について」に記載されている内容を参考に市の考え方をお伝えください。
4	Q	避難先を洪水のハザードマップで確認すると、一番近い指定避難所でも本人の自宅から数キロ離れてしまうところにしかない。それでもそこを避難先として個別避難計画に記すのか。
	A	洪水が起こる可能性がある場合は、広範囲に被害が及びます。常に最悪のことを想定して、浸水しない地域の安全な避難先まで移動するように促してください。そのことを、ご本人やご家族等に意識していただくだけでも大きな効果があると考えています。
5	Q	ご本人やご家族等、地域支援者の認識では、避難先を地区の公民館と考えている場合がある。しかし、そこはハザードマップで指定避難所となっていない。このような場合に、本人の居住地から一番近い指定避難所を避難所欄に記すことで良いか。また、避難経路の記載は、どちらを書けばよいか。
	A	避難先は、必ず指定避難所でないといけないということではありません。自宅の高層階、別居の親族の家なども避難先になります。その人に合わせた避難先を避難所欄に記載して、そこまでの避難経路を記してください。 市職員は、「指定避難所」のみで避難所の開設を行います(その他の避難場所には職員は向かいません)。そのことを念頭に置いて、ご本人ご家族等とよく話し合って避難先を決めてください。基本は、最も距離的に近い「指定避難所」に向かうよう伝えてください。
6	Q	水害の場合も地震の場合も共に同じ避難所(避難先)にしてよいのか?また、それぞれ避難先が別になるケースはあるのか。
	A	同じ避難所(避難先)にしていただいて構いません。ただし、水害の場合は「自宅の予想浸水深を考慮して、警報が出たら事前に避難」、地震は「発災後自宅に滞在できない場合に避難」と前提条件が違いますので、避難先が別になることも考えられます。住居の構造、居住地の状況(水害のリスクが高い・低い等)、要支援者が自力移動可能か、支援者(親類)等の状況を考慮したうえで避難所(避難先)を決めてください。
7	Q	指定避難所が地区内で複数ある場合、どこを選択してもよいか。
	A	どの指定避難所を選んでも構いません。本人又は家族等の状況や、道路の冠水予測なども考慮しながら、最も避難し易い避難所を選ぶようにしてください。
8	Q	避難先を「介護等のショートステイサービスを利用」と一例が挙げられているが、災害対策を理由にサービスを利用してもよいのか?
	A	災害対策というよりも、災害のおそれにより「家族やヘルパーなどによる、介護等の支援ができなくなる」ということを理由に、サービスを利用するよう調整をお願いします。ショートステイ事業所等と相談し可能な限り、事前の避難をお願いします。

3. 避難の仕方について

1	Q	避難時に、ぐるりん号を利用することは可能か。
	A	時間帯、災害の種別・規模、交通事情等の状況にもよるかと思いますが、大雨の場合は、冠水なども考えられますし、大地震の場合は、通行止めなども発生します。ぐるりん号や愛・あい号は利用できないものと考えてください。なお、運行が可能な状態であっても、ぐるりん号や愛・あい号などの公共交通機関は、通常運行を全うすることが最優先となるため、災害時の支援を目的とした走行はできません。別の手段で避難してください。
2	Q	避難経路は、ハザードマップ上に記載のある「過去に冠水したことのある道路」を避けた方がよいか。
	A	お見込みのとおりです。原則、避けてください。
3	Q	指定避難所に市の職員が居るのであれば、その職員や避難者に避難所までの送迎をお願いすることはできるのか。
	A	避難所設営担当の市職員は、現場から離れることができませんので、避難所設営担当の市職員が支援に向かうことはできません。 また、避難所に避難してきている地域の方々に送迎の支援等をするについては、可能性としては考えられますが、危険性などを考慮すると行政側からそれをお願いすることはできません。被災の状況により判断することになります。
4	Q	避難経路の安全性はどのように確認すればよいか。
	A	基本的には、ハザードマップから確認してください。ご本人、ご家族等と話し合い、地域の人が知っている情報も加味して、安全性を確認してください。
5	Q	本人、又は家族が知らない道で、避難経路を作成しても良いのか。
	A	基本的には、ご本人又はご家族がよく知っている道の中から、安全な道を確認して、避難経路としてください。知らない道で避難せざるを得ないときは、あらかじめ本人、ご家族等に下見をしていただくことをお勧めください。なお、新規・更新時に個別避難計画に基づいた避難訓練を実施する場合には、加算の対象となります。
6	Q	遠回りでも、本人、又は家族が使い慣れた道が良いのか。

	A	ハザードマップで安全性が確認された道を避難経路とすることが望ましいのですが、車での移動となると渋滞など懸念されます。危険性についての情報を提供し、ご本人又はご家族とよく話し合っ、ご本人、ご家族が納得した上で、経路は決めてください(作成者側から押し付けることは絶対に避けてください)。令和元年台風 19 号の時の経験から、道によっては渋滞で移動時間が通常の数倍になることも想定されます。できれば、複数の避難ルートを考えておくことを推奨します。
7	Q	地図については市から提供してもらえるのか。
	A	市からは、ハザードマップのみ提供いたします。そのほかについては、市販の地図やインターネットなどの地図をご利用いただくようお願いします。
8	Q	時系列で、どの時点で避難を開始し始めればよいのか、その判断は何によればよいのか。
	A	水害(洪水)の恐れの場合には、市から参考資料として提供している、タイムラインを一つの判断材料としてご活用ください。避難開始の判断はお一人お一人、状況により異なりますので、そのタイミングも個別避難計画の中に記載していただくようお願いいたします。ただし、「警戒レベル 3」高齢者等避難の防災情報発令時には、確実に避難行動をとっていただくようお願いいたします。
9	Q	避難方法が本当にそれでよいのか、判断に迷うことがある。その時どうすればよいか。
	A	福祉推進課の担当職員にご相談ください。避難方法を最終的に決めるのは、ご本人又はご家族の意思や判断になりますので、そのことも念頭に置いて作成してください。
10	Q	災害時の避難の方法の具体的な書き方がよくわからない。
	A	福祉推進課から提供している参考資料の中の記入例やマニュアルを参考にしてください。

4. 地域支援者について

1	Q	<p>地域支援者の候補者(ご本人ご家族等が地域支援者になってほしい人と思っている人)に、「地域支援者となってほしい」と頼むのは誰か。</p> <p>また、地域支援者になるにはどのような手続きがあるのか。</p>
	A	<p>災害時の避難行動要支援者の支援制度は、地域の方々同士の「助け合い・支え合い」という共助の精神に基づくものですから、ご本人やご家族等、自らが、候補者に地域支援者になっていただきたい旨を伝える(意思を伝える)ことを基本としています。そのためには、普段からご近所のお付き合いをお互いに大切にいただき、声を掛け合う関係になっていただくことが大切です。</p> <p>候補者に地域支援者になっていただくための手続きは特にありません。個別避難計画には、地域支援者のお名前やご本人との関係程度を記載し、住所や連絡先等の個人情報に記載しません。また、通常は、市から地域支援者に個別に何かをお願いすることはありません。</p> <p>ご本人やご家族等が、候補者に地域支援者になってもらえることを確認している、又は確認した後に、個別避難計画に記載してください。確認していない場合は、ご本人ご家族等が確認するまでの間は空欄で構いません。確認後に書き加えるようにしてください。</p>
2	Q	<p>ご本人ご家族等から、「地域支援者の候補者を探してほしい、また、地域支援者になってほしい、と候補者に依頼することを代わりにお願いしたい」と言われた場合どうすればよいか。</p>
	A	<p>基本的には「ケアマネジャーや相談支援専門員が、ご本人やご家族等に代わって地域支援者の候補者を探すこと、また、地域支援者になってあげてほしいと候補者に依頼することはしません。」と丁寧にお伝えください。しかしながら、ご本人やご家族等が候補者に依頼することが困難で、その支援(お手伝い)が必要である場合等については、可能な範囲でアドボカシー(代弁機能)の観点から支援(お手伝い)をしてください。その際は、ご本人ご家族等の意思を尊重してください。</p>
3	Q	<p>「普段から地域の人とお付き合いがないので、地域支援者の候補者(ご本人やご家族等が地域支援者になってほしいと思っている人)は居ない」と言われた時はどうするのか。地域支援者の欄は空欄でもいいのか。</p>
	A	<p>地域支援者はいなければならぬというものではありません。同居の家族等や、別居で近隣に在住する家族・親族などが居る場合には、地域支援者の欄は空欄でも構いません。</p> <p>それ以外の方、特に一人暮らし等で、地域支援者の候補者が居ないという場合は、可能な範囲で、どなたかお願いできる人を探していただくことを勧奨してください。ただし、必ず見つけてお願いしなければならないものではありませんので、強制的にならないようお伝えください。その場合、一旦「いない」にチェックし、後日、頼める人ができたら修正するという取り扱いをお願いします。</p>
4	Q	<p>ご本人ご家族等から事業所やケアマネジャーや相談支援専門員に地域支援者になってほしいと、頼まれた場合どのように対応すればよいか。</p>
	A	<p>基本的には、ご近所の人に地域支援者になっていただきたいと考えていますが、事業所やケアマネジャー、相談支援専門員が地域支援者になることも可能です。その際は、所属組織に確認を取ってから個別避難計画に記載してください。</p> <p>しかしながら、現実的には、災害時等に事業所やケアマネジャー、相談支援専門員が、ご本人に対して声掛けや移動支援をすることには限界があり、難しいのではないかと思います。現実在即して検討いただき、無理である場合は丁寧な説明をお願いいたします。</p>

	Q	ご家族がいない人、地域支援者の欄に何の記載もない人には、公助(市役所職員、消防署員、消防隊員、警察官等)による避難支援があるということによいですか。
5	A	<p>公助(市役所職員、消防署員、消防隊員、警察官等)による避難情報の伝達は、基本的には防災無線、エリアメール、宣伝カーなどによる一般的な周知のみです。災害発生後(避難情報発令後等)に要支援者のもとに個別に出向いての声掛けや避難の支援は、すぐにすることはできません。そのことをご本人ご家族等に丁寧にお伝えください。</p> <p>時間がどれくらいかかるかは災害の程度により異なります。まずは、自助、共助によりこの個別避難計画で予め取り決めをしておいた方法により、ご自身の判断で避難行動を開始してください。</p> <p>身動きができず、誰かの助けの手を待つしかない場合は、可能性のある連絡先に対してSOSを発し続けてください。時間はかかりますが、公助による支援が届くよう配慮します。</p>
6	Q	地域支援者の住所・連絡先(電話番号等)の情報を記載しないのはなぜですか。
	A	個人情報の収集は、本来、個人情報の主から同意を得て、直接収集しなければなりません。要支援者であるご本人ご家族等を介して、情報を収集したり、使用したりすることはできないため、最小限の情報の記載としました。
	Q	親族が居ない人で後見人等が選任されている人がいる。その人の場合、後見人等を緊急時連絡先に記載することで了承を得たが、その後見人から個別避難計画を見せてほしいと言われたが、どうすればよいか。また、後見人が所属する事務所に提出してよいか。
7	A	後見人等と情報を共有することについては、本人の判断能力・意思能力に応じて対応してください。通常、後見人等は、身上保護の義務がありますので、個別避難計画の内容については把握していただく必要があると思います。本人が開示について拒否する場合を除き、基本的には、後見人等への開示を制限するものではありません。また、後見人等が所属する事務所等への提出は、秘密が守れる体制かどうかについて判断した上で対応してください。

5. その他について

1	Q	ALS等の患者で人工呼吸器を使用している人には、介護サービスを使わず医療サービスだけを利用する人があり、ケアマネジャーにプラン作成を依頼していない人(年少者)がいるが、その人への個別避難計画は誰が行うのか。
	A	医療サービスで在宅に訪問している訪問看護事業所に計画作成を依頼しています。
2	Q	災害時に、ALS等の患者で人工呼吸器を使用している人は、避難先として市内の病院へ行けばすぐに患者を受け入れる体制ができているのか。
	A	災害時には、市内病院は災害時には被災者の緊急救護を行う体制となりますので、避難先として、その時すぐ病院へ行っても受け入れてもらえません。アンビュバッグの入手、非常用バッテリー・発電機を用意しておく、自動車のシガーソケットからカーインバータを利用して電源をとるなどの方法で、平常時から電源確保の備えをしておいてください。施設の利用を希望する場合はレスパイトサービスなどができる施設等と予め連絡を取り合っておいてください。また、災害時等に避難する際は、最寄りの指定避難所又は、停電している際は、市内の停電していない指定避難所へ向かってください(福祉避難所は二次的に利用する場所なので、まずは一般の指定避難所に向かってください)。
3	Q	人工呼吸器等の医療機器の非常用バッテリーの予備用や自家発電機の購入は医療保険の対象とならない。高額であるため市からの資金を補助するというような制度はないのか。
	A	呼吸器機能障害1級の身体障がい者(児)、またはこれと同等の障がいのある難病患者等で、在宅で人工呼吸器を常時使用している人を対象に、発動発電機の購入費用の一部を給付します。詳しくは、障がい福祉課にお問い合わせください。 電話番号:0280-92-4919 また、停電時の相談先としては、東京電力パワーグリッド株式会社 茨城カスタマーセンターにお問い合わせください。 電話番号:0120-995-332
4	Q	完了届を提出した後、すぐに請求せずに完了届数回分まとめて請求してよろしいか。
	A	お見込みのとおり、対応していただいて構いません。ただし、個別避難計画の作成実績が年度をまたぐ場合には、必ず年度毎に分けて請求してください。
5	Q	個別避難計画を作成後、ケアプラン作成の担当者が変更になった。どのようにすればよいか。
	A	同事業所内での担当変更の場合、通常の事務引継ぎの中で個別避難計画を作成済であること、またその内容について共有してください。ただし、ケアプラン作成事業所自体が変更になる場合には、ご本人やご家族の了承を得たうえで新たな事業所に引継ぎを行ってください。

6	Q	ケアマネジャーがおり、訪問看護サービスを利用している方の個別避難計画は誰が作成するのか。
	A	担当のケアマネジャーや相談支援専門員に作成してもらうことを優先とします。担当のケアマネジャーや相談支援専門員がおらず、医療サービスで訪問看護を利用している方のみ、訪問看護ステーションが個別避難計画を作成します。複数の事業所で個別避難計画を作成することがないよう、サービス事業所同士で情報共有を行いながら作成してください。
7	Q	個別避難計画の前回作成後、3年を経過する前に更新が認められるのはどのような場合か。
	A	転居により避難先・避難方法が変更となる、避難行動要支援者の身体状況が大幅に変わり避難方法の見直しが必要などのケースが考えられます。実際にどのようなケースがあるかを集約し、今後基準を設けていく予定です。3年を経過する前に更新が必要と思われる場合には、個別に福祉推進課までご相談ください。